

○農林水産省告示第七百八十三号
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十九の規定に基づき、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十八号（アメリカ合衆国産さくらんぼの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十五年五月三十一日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 太田 昭宏

四の(二)のイの中「オレゴン州」を「アイダホ州、オレゴン州」に改める。

五の(三)中「アーリーガーネット種、ガーネット種、スウィートハート種、チュレイン種、ツラレ種、パン種、ピング種、ブルックス種、ラビン種、ランバート種、レーニア種及びロイヤルレーニア種のさくらんぼ」を「アメリカ合衆国植物防疫機関が次の要件を満たしたくん蒸方法による効果を確認して指定した大きさを超えるよう選果されたさくらんぼ」に改め、同(三)のアの表三の項中「四十八グラム」の下に「又は五十六グラム」を加え、同表四の項中「六十四グラム」の下に「又は七十二グラム」を加える。